

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

愛媛県公の施設の設置及び管理に関する条例（昭和39年3月19日条例第2号）の一部改正 第1条に係る部分

新	旧
別表第3（第10条関係）	別表第3（第10条関係）
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 愛媛県県民文化会館</li> <li>2 愛媛県生活文化センター</li> <li>3 愛媛県女性総合センター</li> <li>4 愛媛県体験型環境学習センター</li> <li>5 愛媛県宇和海自然ふれあい館</li> <li>6 愛媛県総合社会福祉会館</li> <li>7 ファミリーハウスあい</li> <li>8 愛媛県母子福祉センター</li> <li>9 愛媛県立愛媛母子生活支援センター</li> <li>10 えひめこどもの城</li> <li>11 愛媛県身体障害者福祉センター</li> <li>12 愛媛県障害者更生センター</li> <li>13 愛媛県視聴覚福祉センター</li> <li>14 愛媛県在宅介護研修センター</li> <li>15 愛媛国際貿易センター</li> <li>16 愛媛県植物くん蒸所</li> <li>17 テクノプラザ愛媛</li> <li>18 愛媛県産業情報センター</li> <li>19 愛媛県物産観光センター</li> <li>20 えひめ森林公園</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 愛媛県体験型環境学習センター</li> <li>2 えひめこどもの城</li> <li>3 愛媛県在宅介護研修センター</li> </ol>

愛媛県教育委員会所管の教育機関の設置等に関する条例（昭和32年4月1日条例第19号）の一部改正 第2条に係る部分

新	旧
（設置）	（設置）
第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第	第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第

新	旧
<p>162号)第30条の規定に基づき、愛媛県教育委員会(以下「教育委員会」という。)の所管する教育機関を別表第1のとおり設置する。 (指定管理者が管理を行う教育機関)</p>	<p>162号)第30条の規定に基づき、愛媛県教育委員会 の所管する教育機関を別表 のとおり設置する。</p>
<p>第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき教育委員会が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる教育機関は、別表第2のとおりとする。</p>	
<p>(指定管理者の指定)</p>	
<p>第4条 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、その指定を受けて管理を行おうとする教育機関ごとに、申請書に管理計画書その他教育委員会が定める書類を添えて、教育委員会が定める期日までに教育委員会に提出しなければならない。</p>	
<p>2 教育委員会は、前項の申請の手續について、あらかじめ、公表しなければならない。</p>	
<p>3 教育委員会は、第1項の規定による申請があつたときは、当該申請に係る教育機関の管理を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他の団体であつて、当該教育機関の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができるものと認められるものを選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。</p>	
<p>(指定の公示等)</p>	
<p>第5条 教育委員会は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の教育委員会が定める事項を公示しなければならない。</p>	
<p>2 指定管理者は、その名称、住所その他の教育委員会が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を教育委員会に届け出なければならない。</p>	
<p>3 教育委員会は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。</p>	

新	旧													
<p>(指定管理者の原状回復義務等)</p> <p>第6条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた教育機関を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、教育委員会の承認を得たときは、この限りでない。</p> <p>2 教育委員会は、指定管理者が故意又は過失により教育機関を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。</p> <p>第7条 省略</p> <p>別表第1 (第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 50%;">目的及び事業</th> <th style="width: 30%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2 (第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tbody> <tr> <td>愛媛県武道館</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的及び事業	位置	省略	省略	省略	愛媛県武道館	<p>第3条 省略</p> <p>別表 (第1条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">名称</th> <th style="width: 50%;">目的及び事業</th> <th style="width: 30%;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>省略</td> <td>省略</td> <td>省略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	目的及び事業	位置	省略	省略	省略
名称	目的及び事業	位置												
省略	省略	省略												
愛媛県武道館														
名称	目的及び事業	位置												
省略	省略	省略												

愛媛県漁港管理条例 (昭和33年3月28日条例第10号) の一部改正

第3条に係る部分

新	旧
<p>(過料)</p> <p>第18条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 第16条又は前条第1項の規定による知事の命令に違反した者</p> <p>第19条~第22条 省略</p>	<p>(管理の委託)</p> <p>第18条 知事は、甲種漁港施設の管理の一部を知事が認める公共団体又は公共的団体に委託することができる。</p> <p>2 前項の規定による委託について必要な事項は、知事が定める。</p> <p>(過料)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者に対し、5万円以下の過料を科する。</p> <p>(1)~(3) 省略</p> <p>(4) 第16条又は第17条第1項の規定による知事の命令に違反した者</p> <p>第20条~第23条 省略</p>

新	旧
<p>（利用の禁止又は制限）                      第6条 知事又は第15条第1項に規定する指定管理者は、都市公園の損傷その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。</p>	<p>（利用の禁止又は制限）                      第6条 知事_____は、都市公園の損傷その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は都市公園に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、都市公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて都市公園の利用を禁止し、又は制限することができる。</p>
<p>（有料公園及び有料公園施設）                      第7条 有料公園(有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。)及び有料公園施設(県の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表1のとおりとする。</p>	<p>（有料公園及び有料公園施設）                      第7条 有料公園(有料で利用させる都市公園又は都市公園の一区域をいう。以下同じ。)及び有料公園施設(県の管理する公園施設で有料で利用させるものをいう。以下同じ。)は、別表1のとおりとする。                      2 有料公園施設の全部又は一部を専用利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。                      3 前項に定めるもののほか、有料公園施設の専用利用に関し必要な事項は、知事が定める。</p>
<p>（使用料）                      第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表2に掲げる額の使用料又は同表に掲げる額の範囲内で知事が定める額の使用料を納付しなければならない。</p>	<p>（使用料）                      第12条 法第5条第1項、法第6条第1項若しくは第3項又は第4条第1項若しくは第3項の許可を受けた者は、別表2に掲げる額の使用料又は同表に掲げる額の範囲内で知事が定める額の使用料を納付しなければならない。                      2 有料公園又は有料公園施設を利用しようとする者は、別表3に掲げる額の使用料又は同表に掲げる額の範囲内で知事が定める額に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる額を加算した額の使用料を納付しなければならない。                      (1) 冷暖房を利用する場合 冷暖房に要した電気料金の実費額                      (2) 総合運動公園の陸上競技場の屋外の照明設備を利用する場合 照明に要した電気料金の実費を勘案して知事が定める額                      (3) 前号に規定する照明設備以外の屋外の照明設備を利用する場</p>

新	旧
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第15条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき知事が指定する法人その他の団体(以下「指定管理者」という。)に管理を行わせる都市公園は、法第5条第1項の許可に係る公園施設を除く都市公園(以下「管理公園」という。)とする。</p> <p>2 指定管理者は、次に掲げる業務を行わなければならない。</p> <p>(1) 管理公園の運営に関する<u>こと。</u></p> <p>(2) 第6条の規定による管理公園の利用の禁止又は制限に関する<u>こと。</u></p> <p>(3) 管理公園の利用の許可に関する<u>こと。</u></p> <p>(4) 管理公園の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)の収受に関する<u>こと。</u></p> <p>(5) 管理公園の利用者への便宜の供与に関する<u>こと。</u></p> <p>(6) 管理公園の利用の促進に関する<u>こと。</u></p> <p>(7) 管理公園の施設、附属設備及び備品(以下「施設等」という。)の維持管理に関する<u>こと。</u></p> <p>(8) その他知事が定める業務</p> <p>(指定管理者の指定)</p> <p>第15条の2 指定管理者の指定を受けようとする法人その他の団体は、申請書に管理計画書その他知事が定める書類を添えて、知事が定める期日までに知事に提出しなければならない。</p> <p>2 知事は、前項の申請の手続について、あらかじめ、公表しなければならない。</p> <p>3 知事は、第1項の規定による申請があつたときは、次に掲げる基準により最も適切な管理を行うことができると認められる法人そ</p>	<p>合 照明に要した電気料金の実費額</p> <p>3 前2項に定めるもののほか、知事が定める都市公園の公園施設に設置されるシャワー、コインロッカーその他の附属施設を利用しようとする者は、1回につき5,000円の範囲内で知事が定める額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(管理の委託)</p> <p>第15条 知事は、公共団体又は公共的団体に対し、公園施設の管理を委託することができる。</p>

新	旧
<p>他の団体を選定し、議会の議決を経て、指定管理者として指定するものとする。</p> <p>(1) 管理公園の適正かつ確実な管理を行うことができること。</p> <p>(2) 管理公園の設置の目的を最も効果的かつ効率的に達成することができること。</p> <p>(3) 管理公園の利用者の平等な利用を確保できるものであること。</p> <p>(4) 前条第2項各号に掲げる業務について相当の知識及び経験を有する者を当該業務に従事させることができること。</p> <p>(指定の公示等)</p> <p>第15条の3 知事は、指定管理者の指定をしたとき、又はその指定を取り消し、若しくは管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、当該指定管理者の名称、住所その他の知事が定める事項を公示しなければならない。</p> <p>2 指定管理者は、その名称、住所その他の知事が定める事項を変更しようとするときは、変更しようとする日の2週間前までに、その旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 知事は、前項の規定による届出があつたときは、その旨を公示しなければならない。</p> <p>(開園時間等)</p> <p>第15条の4 管理公園の開園時間及び休園日は、別表3のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、臨時に休園し、又は休園日に管理公園を利用させることができる。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、同項の開園時間及び休園日を変更することができる。</p> <p>(自由利用)</p> <p>第15条の5 管理公園は、別表1に掲げる施設等及び管理運営上支障がある施設等を除き、自由な利用に供する。</p>	

新	旧
<p>(入園の制限等)</p> <p>第15条の6 指定管理者は、管理公園を利用する者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、管理公園への入園を禁じ、その利用を制限し、又は退園を命ずることができる。管理公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。</p> <p>(1) 第3条又は第4条の規定に違反し、又は違反するおそれがあるとき。</p> <p>(2) 管理公園の秩序を乱し、又は乱すおそれがあるとき。</p> <p>(3) 管理公園の施設等を滅失し若しくは損傷し、又は滅失し若しくは損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(4) 指定管理者の職員の指示に従わないとき。</p> <p>(利用の許可)</p> <p>第15条の7 別表1に掲げる施設等を利用しようとする者は、指定管理者の定めるところにより、指定管理者の許可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 指定管理者は、前項の許可をする場合において、管理公園の管理運営上又は公益上必要があると認めるときは、その許可に条件を付することができる。</p> <p>(許可の基準)</p> <p>第15条の8 指定管理者は、別表1に掲げる施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条第1項の許可をしないものとする。管理公園の管理運営上やむを得ない理由があるときも、同様とする。</p> <p>(1) 管理公園の秩序を乱すおそれがあるとき。</p> <p>(2) 管理公園の施設等を滅失し、又は損傷するおそれがあるとき。</p> <p>(許可の取消し等)</p> <p>第15条の9 指定管理者は、第15条の7第1項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その許可を取り消し、又は利用を制限し、若しくは停止することができる。管理公園の管理運営上やむを得ない理由があると</p>	

新	旧
<p><u>きも、同様とする。</u></p> <p>(1) <u>この条例に違反し、又は指定管理者の職員の指示に従わないとき。</u></p> <p>(2) <u>偽りその他不正な手段により第15条の7第1項の許可を受けたとき。</u></p> <p>(3) <u>風俗を乱すおそれがあるとき。</u></p> <p>(4) <u>第15条の7第2項の規定により付された条件に違反したとき。</u></p> <p><u>(利用料金の納付)</u></p> <p>第15条の10 <u>利用者は、利用料金を指定管理者に納付しなければならない。</u></p> <p>2 <u>利用料金は、管理公園の利用の前に納付しなければならない。ただし、指定管理者が必要と認めるときは、後納させ、又は分納させることができる。</u></p> <p>3 <u>利用料金は、指定管理者の収入とする。</u></p> <p><u>(利用料金の額)</u></p> <p>第15条の11 <u>利用料金の額は、別表1に定める額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</u></p> <p>2 <u>前項に定めるもののほか、管理公園の公園施設に設置されるシャワー、コインロッカーその他の附属設備の利用料金の額は、1回につき5,000円の範囲内で指定管理者が定める額とする。</u></p> <p>3 <u>指定管理者は、利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ、知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。</u></p> <p>4 <u>指定管理者は、前項の承認を受けたときは、利用料金の額を公表しなければならない。</u></p> <p><u>(利用料金の減免)</u></p> <p>第15条の12 <u>指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、利用料金を減免することができる。</u></p> <p>(1) <u>県又は指定管理者が管理公園の目的を達成するために利用するとき。</u></p>	



新	旧														
<p>(2) 知事が特に必要があると認めて指示するとき。</p> <p>(3) 指定管理者が管理公園の施設等を利用する者の間の均衡を失しない範囲内において適当と認めるとき。</p> <p>(利用料金の不還付)</p> <p>第15条の13 指定管理者が既に收受した利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1) 天災その他利用者の責めに帰することができない理由により利用が不能となつたとき。</p> <p>(2) 前号に掲げるもののほか、指定管理者がやむを得ないと認めたとき。</p> <p>(損害賠償等)</p> <p>第15条の14 自己の責めに帰すべき理由により、管理公園の施設等を滅失し、又は損傷した者は、原状回復をし、又はそれによつて生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>(指定管理者の原状回復義務等)</p> <p>第15条の15 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は指定を取り消されたときは、その管理をしなくなつた管理公園を直ちに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。</p>															
<p>2 知事は、指定管理者が故意又は過失により管理公園を損傷し、又は滅失した場合は、原状回復又は損害賠償を命ずることができる。</p>															
<p>(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)</p>	<p>(公園予定区域及び予定公園施設についての準用)</p>														
<p>第16条 第3条から第14条までの規定は、法第33条第3項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p>	<p>第16条 第3条から前条までの規定は、法第33条第3項に規定する公園予定区域又は予定公園施設について準用する。</p>														
<p>別表1(第7条、第15条の5、第15条の7、第15条の8、第15条の11関係)</p>	<p>別表1(第7条関係)</p>														
<p>有料公園施設の利用料金</p>	<p>有料公園施設</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道後公園</td> <td rowspan="2">球戯場</td> <td>1時間につ</td> <td rowspan="2">300円</td> </tr> <tr> <td>き</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	種類	単位	金額	道後公園	球戯場	1時間につ	300円	き	<table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>有料公園施設の種類及び名称</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">道後公園</td> <td>球戯場</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	有料公園施設の種類及び名称	道後公園	球戯場	駐車場
都市公園名	種類	単位	金額												
道後公園	球戯場	1時間につ	300円												
		き													
都市公園名	有料公園施設の種類及び名称														
道後公園	球戯場														
	駐車場														

新				旧	
		終日	1,510円	総合運動公園	陸上競技場
	駐車場	1台30分につき	150円		補助競技場
総合運動公園	陸上競技場	1日につき	28,890円		体育館
	補助競技場	1日につき	7,330円		補助体育館
	体育館	1日につき	40,050円		テニスコート
	補助体育館	1日につき	11,920円		球技場
	テニスコート	1面1日につき	2,250円		多目的広場
	球技場	1日につき	9,630円		自由広場
	多目的広場	1日につき	3,640円		相撲場
	自由広場	1日につき	3,640円		弓道場
	相撲場	1日につき	5,490円		とべ動物園
	弓道場	1日につき	14,220円	第1号南予レクリエーション都市公園	日本庭園南楽園
	とべ動物園	入園料 1人1回につき	450円		ローラースケート場
	駐車場	1台1回につき	1,140円		イベント広場
第1号南予レクリエーション都市公園	南楽園	入園料 1人1回につき	300円		オートキャンプ場
	ローラースケート場	入場料 1人1回につき	450円	第3号南予レクリエーション都市公園	野球場
	イベント広場	1日につき	3,640円		テニスコート
	オートキャンプ場	1区画1回につき	9,450円		多目的広場
					屋内運動場
				第4号南予レクリエーション都市公園	球技広場
					キャンプ場
					ゴーカート
					ボート
				第5号南予レクリエーション都市公園	テニスコート
					多目的広場

新				旧	
第3号南予レクリエーション都市公園	野球場	1日につき	14,220円		多目的広場
	テニスコート	1面1日につき	2,250円	第7号南予レクリエーション都市公園	ジャンボスライダー
	多目的広場	1日につき	7,330円	第3号南予レクリエーション都市公園及び第5号南予レクリエーション都市公園	御荘湾ロープウェイ
	屋内運動場	1日につき	6,840円		
	球技広場	1日につき	7,330円		
	キャンプ場	1人1回につき	300円		
	宇和海展望タワー	1人1回につき	610円		
	第4号南予レクリエーション都市公園	ゴーカート場	レンタルゴーカート 1台1周につき 入場料 1人1回につき	450円  6,000円	
テニスコート		1面1日につき	2,250円		
多目的広場		1日につき	7,330円		
第5号南予レクリエーション都市公園	テニスコート	1面1日につき	2,250円		
	多目的広場	1日につき	3,640円		
	御荘プール	1人1回につき	610円		
第7号南予レクリエーション都市公園	ジャンボスライダー	1人1回につき	300円		
	スロープカー	1人1回につき	150円		

新	旧																																											
<p>注1 道後公園の球戯場の利用時間に1時間未満の端数があるとき、又は利用時間が1時間に満たないときは、1時間として計算する。</p> <p>2 道後公園の駐車場の利用時間に30分未満の端数があるとき、又は利用時間が30分に満たないときは、30分として計算する。</p> <p>3 入場料を徴収して有料公園（道後公園を除く。）の有料公園施設を利用する場合の利用料金の額は、この表に定める額に入場料収入額の5分の1を加算した額の範囲内で指定管理者が定める額とする。</p> <p>4 総合運動公園の陸上競技場の屋外の照明設備の利用に係る電気料金については、実費を勘案して指定管理者が定める額を徴収する。</p> <p>5 4に規定する照明設備以外の屋外の照明設備の利用に係る電気料金については、実費を徴収する。</p> <p>6 総合運動公園の体育館の冷暖房の利用に係る電気料金については、実費を徴収する。</p> <p>7 第4号南予レクリエーション都市公園のゴーカート場の入場料は、レンタルゴーカートを利用する場合は、徴収しない。</p>																																												
<p>別表3（第15条の4関係） 管理公園の開園時間及び休園日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種類</th> <th>開園時間</th> <th>休園日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">道後公園</td> <td rowspan="2">球戯場</td> <td>午前9時から</td> <td>12月29日から翌年1</td> </tr> <tr> <td>午後5時まで</td> <td>月1日まで</td> </tr> <tr> <td>湯築城資料館</td> <td rowspan="3"></td> <td>12月29日から翌年1</td> </tr> <tr> <td>武家屋敷</td> <td>月3日まで</td> </tr> <tr> <td>土塁展示室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>終日</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	種類	開園時間	休園日	道後公園	球戯場	午前9時から	12月29日から翌年1	午後5時まで	月1日まで	湯築城資料館		12月29日から翌年1	武家屋敷	月3日まで	土塁展示室		駐車場	終日		<p>別表3（第12条関係） 有料の公園施設の使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>都市公園名</th> <th>種類</th> <th>単位</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">道後公園</td> <td rowspan="2">球戯場</td> <td>1時間につき</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>終日</td> <td>1,010円</td> </tr> <tr> <td>駐車場</td> <td>1台30分につき</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">総合運動公園</td> <td>陸上競技場</td> <td>1日につき</td> <td>19,260円以内</td> </tr> <tr> <td>補助競技場</td> <td>1日につき</td> <td>4,890円以内</td> </tr> <tr> <td>体育館</td> <td>1日につき</td> <td>26,700円以内</td> </tr> </tbody> </table>	都市公園名	種類	単位	金額	道後公園	球戯場	1時間につき	200円	終日	1,010円	駐車場	1台30分につき	100円	総合運動公園	陸上競技場	1日につき	19,260円以内	補助競技場	1日につき	4,890円以内	体育館	1日につき	26,700円以内
都市公園名	種類	開園時間	休園日																																									
道後公園	球戯場	午前9時から	12月29日から翌年1																																									
		午後5時まで	月1日まで																																									
	湯築城資料館		12月29日から翌年1																																									
	武家屋敷		月3日まで																																									
	土塁展示室																																											
駐車場	終日																																											
都市公園名	種類	単位	金額																																									
道後公園	球戯場	1時間につき	200円																																									
		終日	1,010円																																									
	駐車場	1台30分につき	100円																																									
総合運動公園	陸上競技場	1日につき	19,260円以内																																									
	補助競技場	1日につき	4,890円以内																																									
	体育館	1日につき	26,700円以内																																									

新				旧				
総合運動公園	補助競技場	午前9時から	12月29日から翌年1		補助体育館	1日につき	7,950円以内	
	球技場	午後5時まで	月3日まで		テニスコート	1面1日につき	1,500円以内	
	相撲場				球技場	1日につき	6,420円以内	
	自由広場		月曜日(月曜日が国民		多目的広場	1日につき	2,430円以内	
	とべ動物園		の祝日に関する法律		自由広場	1日につき	2,430円以内	
			(昭和23年法律第178		相撲場	1日につき	3,660円以内	
			号)第3条に規定する		弓道場	1日につき	9,480円以内	
			休日(以下この項にお		とべ動物園	入園料	300円以内	
			いて「休日」という。)			1人1回につき		
			に当たるときは、当該		第1号南予	日本庭園南楽	入園料	200円以内
		休日の直後の休日で		レクリエー	園	1人1回につき		
		ない日)及び12月29		ション都市				
		日から翌年1月1日		公園				
		まで			ローラースケ	入場料	300円以内	
	陸上競技場	午前9時から	12月29日から翌年1		ート場	1人1回につき		
	体育館	午後9時まで	月3日まで		イベント広場	1日につき	2,430円以内	
	補助体育館				オートキャン	1区画1回につき	6,300円以内	
	テニスコ				プ場			
	ート				第3号南予	野球場	1日につき	9,480円以内
	多目的広場				レクリエー	テニスコート	1面1日につき	1,500円以内
	弓道場				ション都市	多目的広場	1日につき	4,890円以内
	駐車場		12月29日から翌年1		公園	屋内運動場	1日につき	4,560円以内
			月1日まで			球技広場	1日につき	4,890円以内
第1号南予レ	南楽園	午前9時から	12月29日から翌年1			キャンプ広場	1人1回につき	200円以内
クリエーショ	ローラース	午後5時まで	月3日まで					
ン都市公園	ケート場							
	イベント広							
	場							
	オートキャ	終日	11月1日から翌年4		第4号南予	ゴーカート	1台1周につき	300円以内
					レクリエー	ボート	1そう30分につき	500円
					ション都市	テニスコート	1面1日につき	1,500円以内

新				旧			
	ンブ場		月24日まで	公園	多目的広場	1日につき	4,890円以内
第3号南予レクリエーション都市公園	野球場	午前9時から	12月29日から翌年1	第5号南予レクリエーション都市公園	テニスコート	1面1日につき	1,500円以内
	テニスコート	午後10時まで	月3日まで				
	ト			第7号南予レクリエーション都市公園	ジャンボスライダー	1人1回につき	200円以内
	多目的広場						
	屋内運動場						
	球技広場	午前9時から					
宇和海展望タワー	午後5時まで						
紫電改展示館							
こども動物園							
	キャンプ場	終日	9月1日から翌年6月30日まで				
第4号南予レクリエーション都市公園	ゴーカート	午前9時から	12月29日から翌年1				
	場	午後5時まで	月3日まで				
	多目的広場						
	テニスコート	午前9時から					
	ト	午後10時まで					
第5号南予レクリエーション都市公園	テニスコート	午前9時から	12月29日から翌年1				
	ト	午後10時まで	月3日まで				
	多目的広場						
	御荘プール	午前9時から	9月1日から翌年6				
		午後5時まで	月30日まで				
第6号南予レクリエーション都市公園		終日					
第7号南予レクリエーション都市公園	ジャンボスライダー	午前9時から	12月29日から翌年1				
		午後5時まで	月3日まで				

注1 道後公園の球戯場の使用時間の1時間未満の端数は1時間とし、同公園の駐車場及び第4号南予レクリエーション都市公園のボートの使用時間の30分未満の端数は30分として計算する。

2 入場料を徴収して都市公園（道後公園を除く。）の有料公園施設を専用利用する場合の使用料は、この表の金額に入場料収入額の5分の1の額を加算した額以内とする。

新				旧
ン都市公園	スロープカ			
	ニ			